

淀川労働基準監督署発表
令和 7 年 6 月 27 日

【照会先】
淀川労働基準監督署
電話
06-7668-0268

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(移動式クレーンのつり荷の下に派遣労働者を立ち入らせていた疑い)

令和 7 年 6 月 27 日、淀川労働基準監督署（署長 くめがわ はるたみ 久米川 晴民）は、株式会社ユーデン及び同社の係長を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) 株式会社ユーデン（以下「被疑会社」という。）

本社所在地 大阪府大阪市鶴見区横堤

事業内容 電気通信工事業

(2) 同社係長 A（以下「被疑者 A」という。）

2 違反条文等

被疑会社、被疑者 A ともに

労働安全衛生法違反

同法第 20 条第 1 号

同法第 27 条第 1 項

クレーン等安全規則第 74 条の 2 第 3 号

同法第 119 条第 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 45 条第 3 項

3 事件の概要

被疑者 A は、被疑会社が箕面市内で施工する工事現場の安全を管理する者ですが、令和 6 年 8 月 27 日、同工事現場内において、共用柱を移動式クレーンにて建柱する作業を行わせるに際し、派遣労働者 B を 1 か所で玉掛けした同柱の下に立ち入らせ、移動式クレーンによる危険を防止するために必要な措置を講じていなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 令和6年8月27日、道路沿いにある共用柱を移動式クレーンにて建柱していたところ、移動式クレーンでつり上げていた共用柱がずれ落ち、同柱の下にいた派遣労働者Bの頭部を直撃する死亡災害が発生しました。
- (2) 適用法条文は、別紙のとおり。

労働安全衛生法第 20 条第 1 号

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 （以下略）

労働安全衛生法第 27 条第 1 項

- 1 第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
- 2 （略）

労働安全衛生法第 119 条第 1 号

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、（以下略）の規定に違反した者
- 二 （以下略）

労働安全衛生法第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本状の罰金刑を科する。

クレーン等安全規則第 74 条の 2 第 3 号

事業者は、移動式クレーンに係る作業を行う場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、つり上げられている荷（第 6 号の場合にあつては、つり具を含む。）の下に労働者を立ち入らせてはならない。

- 三 ワイヤロープ等を用いて 1 箇所に玉掛けをした荷がつり上げられているとき（当該荷に設けられた穴又はアイボルトにワイヤロープ等を通して玉掛けをしている場合を除く。）。
- （一、二、四、五及び六号は略）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 45 条第 3 項

- 3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法第 11 条、第 14 条から第 15 条の 3 まで、第 17 条、第 20 条から第 27 条まで（途中略）の規定並びに当該規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。（以下、後段は略）